



第6章

第9期介護保険事業計画

6-1 地域包括ケアシステムの構築

1 構築の視点（地域共生社会の実現）

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

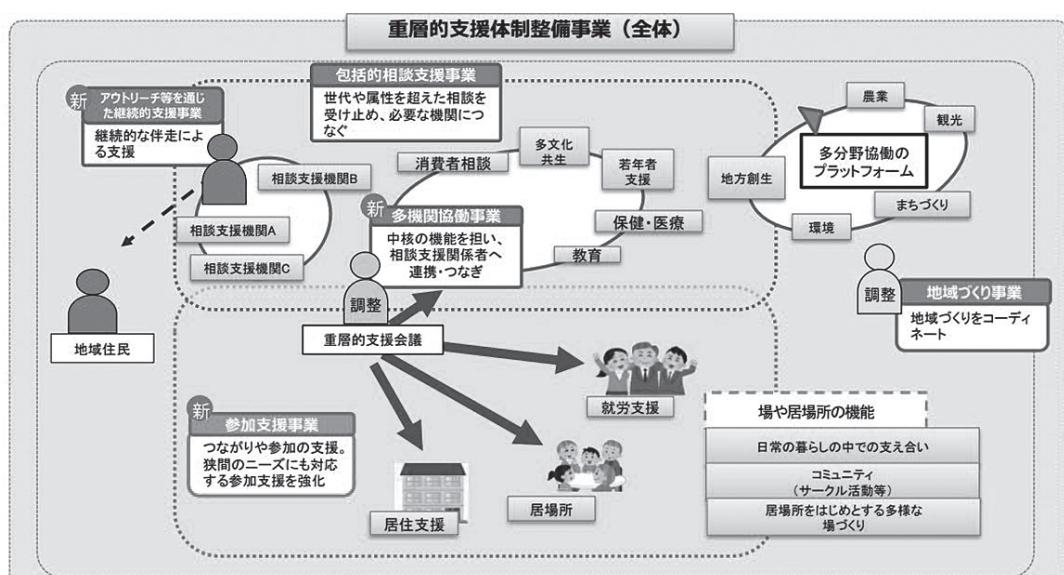
介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。

第8期計画に引き続き、第9期介護保険事業計画においても、令和7（2025）年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とすることが重要と位置付けられています。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

本計画においては、「地域共生社会」を視野に入れながら、地域包括ケアシステムを推進し、制度の持続可能性を維持するため、地域課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送っていくための取組を進めるとともに、分野を問わず支援を必要とする住民を網羅的支援につなげる重層的支援体制の整備を進めていきます。

重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省資料より



(2) 地域における支え合いの体制づくり

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等により解決を目指すことが示されています。

地域包括ケアシステムを円滑に進めるため、「地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）」を核に、地域ケア会議の開催及び生活支援コーディネーターの活動等により地域の多様な団体や機関との連携を図り、地域福祉の枠組みとして、「自助」「互助」「共助」を基本に、地域課題の解決等に向けて地域において支え合い、見守ることのできる体制づくりを進めるとともに、要介護者の多様な介護ニーズを把握し、柔軟な対応が可能となるように、複合的な在宅サービスの整備を推進します。

(3) 高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくり

近年、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。このような状況にある高齢者は生活や心身の健康に不安を持つことが多く、要介護状態になる恐れも高くなります。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、閉じこもりによるリスクの啓発、医療・介護の連携、「認知症施策推進大綱」に沿った認知症施策の推進、介護サービスの安定的な提供体制の維持、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等により、高齢者が健康で生きがいを持って、安心して生活できる体制づくりを推進します。



2 地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムの構築には、専門職だけでなく、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動も重要な役割を担っています。また、高齢者福祉サービスの提供を行政だけが担うのではなく、ボランティアグループやサービス事業者を支援する等、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割と住民活力に参加・協力を得る分野を明確にし、地域での相互扶助を通した自立支援の仕組みを構築していきます。

特に高齢者の通いの場を通じた健康づくりと介護予防の一体化を推進します。

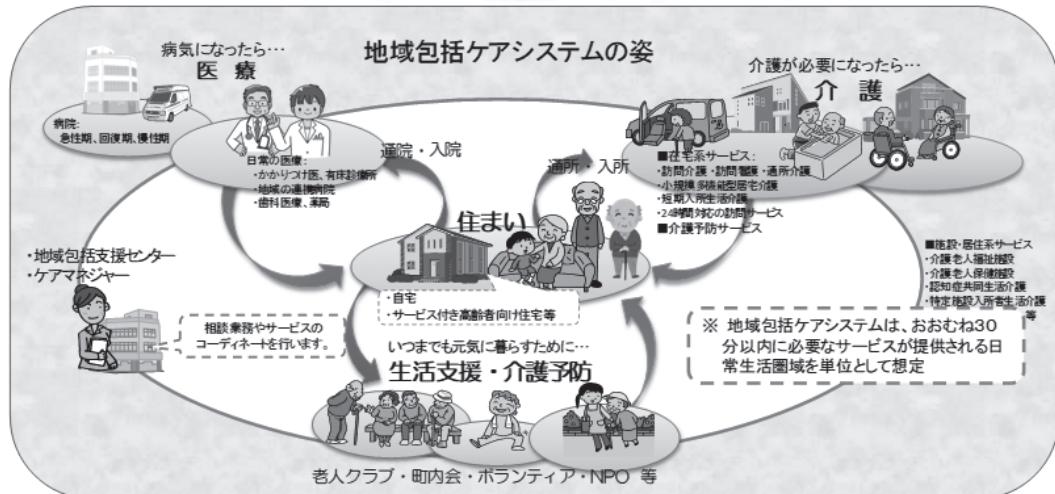
さらに、医療、介護サービス事業者、関係機関との連携を図りながら、生活支援コーディネーターや協議体の機能を生かした体制づくりに努めます。

また、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の総合的な推進に努め、既存の相談支援などの取組を維持しつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備を進めるとともに、断らない相談支援・参加支援・地域づくりを一体化した重層的支援体制づくりの検討を行います。

これらの取組を通して、下記の基本的理念を踏襲しつつ、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

地域包括ケアシステムの基本的理念

- ◆自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ◆介護給付等対象サービスの充実・強化
- ◆在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ◆日常生活を支援する体制の整備
- ◆高齢者の住まいの安定的な確保





3

日常生活圏域と地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の取組状況

（1）日常生活圏域について

第3期以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、市町村内を1つ又は複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして、地域密着型サービスの提供体制を整えていくことになりました。

本市では、以下の4つの「日常生活圏域」を設定しています。

日常生活圏域図





日南市の日常生活圏域の概要（令和5年4月末日現在）

圏域	人口(人)	高齢者数(人)	第1号認定者数(人)	高齢化率(%)
北地区圏域	10,092	4,482	882	44.4
東地区圏域	12,139	4,944	871	40.7
中央地区圏域	16,603	5,345	934	32.2
南地区圏域	10,640	4,709	765	44.3
市全体	49,474	19,480	3,452	39.4

資料：日南市住基人口

(2) 地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の概要・運営実績

地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であり、地域包括ケアの確立のため、地域のネットワークを基盤としながら、地域住民の相談に対するワンストップサービスの拠点として、様々な生活支援サービスが適切に提供されるよう調整するコーディネート機能を持つ施設でもあります。

現在、本市では、4つの地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）を設置しています。センターごとの運営実績は以下のとおりです。

地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）別担当区域

名称	担当区域
北地区地域包括支援センター	飫肥・酒谷・北郷全域
東地区地域包括支援センター	油津・東郷・鵜戸全域・吾田一部（中平野・桜ヶ丘・松原団地）
中央地区地域包括支援センター	吾田（中平野・桜ヶ丘・松原団地を除く） 細田（下方・塩鶴・大堂津1～3区を除く）
南地区地域包括支援センター	南郷全域・細田一部（下方・塩鶴・大堂津1～3区）



■相談受付状況

相談者の区分

(実人数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
本人	93	92	66	99	350	44	137	88	74	343	56	170	58	56	340
家族	151	129	168	154	602	164	121	146	169	600	184	155	177	186	702
行政	16	17	15	8	56	29	18	10	17	74	23	18	10	15	66
民生委員・児童委員	26	14	17	6	63	19	14	9	14	56	26	9	8	14	57
その他	91	77	87	64	319	83	46	47	53	229	95	60	38	66	259
計	377	329	353	331	1,390	339	336	300	327	1,302	384	412	291	337	1,424

最初の相談方法

(実人数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
電話	93	163	90	69	415	71	158	57	59	345	80	198	41	69	388
来所	105	90	70	93	358	116	101	63	74	354	111	105	35	74	325
訪問	178	74	193	169	614	152	77	180	194	603	191	109	214	193	707
文書等	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4
計	377	329	353	331	1,390	339	336	300	327	1,302	384	412	291	337	1,424

相談対象者の年齢区分

(実人数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
90歳以上	35	49	45	47	176	59	48	56	63	226	69	65	52	55	241
85歳～89歳	98	74	81	85	338	81	80	79	108	348	103	87	72	93	355
80歳～84歳	121	98	69	83	371	72	89	68	81	310	91	102	80	89	362
75歳～79歳	61	41	60	40	202	53	48	30	28	159	35	63	23	43	164
70歳～74歳	31	34	25	24	114	34	29	26	20	109	36	37	35	37	145
65歳～69歳	12	13	21	24	70	18	13	9	13	53	23	10	17	15	65
60歳～64歳	10	5	7	4	26	12	2	6	3	23	6	3	5	3	17
60歳未満	2	4	7	4	17	2	7	5	6	20	5	4	6	2	17
不明	7	11	38	20	76	8	20	21	5	54	16	41	1	0	58
計	377	329	353	331	1,390	339	336	300	327	1,302	384	412	291	337	1,424



相談事項の内訳

(実人数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
在宅介護サービス	281	214	238	283	1,016	247	232	233	245	957	288	300	226	249	1,063
施設介護サービス	28	22	26	17	93	37	31	13	10	91	21	25	4	17	67
その他の介護制度	7	7	17	2	33	12	10	15	1	38	13	14	3	2	32
高齢者福祉サービス	18	5	4	10	37	9	7	1	41	58	9	11	3	26	49
保健・医療	24	18	34	15	91	28	25	28	24	105	40	37	36	20	133
成年後見	13	4	5	4	26	4	5	3	3	15	7	3	5	4	19
高齢者虐待	3	0	2	3	8	4	5	1	1	11	3	4	3	3	13
その他の権利擁護	0	5	7	1	13	3	3	1	0	7	0	1	4	0	5
認知症に関する相談	11	26	22	24	83	11	16	17	31	75	15	17	17	27	76
以上に区分されないもの	53	59	93	36	241	53	44	55	33	185	58	78	35	64	235
計	438	360	448	395	1,641	408	378	367	389	1,542	454	490	336	412	1,692

■事業実施状況

実態把握件数

(延件数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
新規調査	48	84	109	75	316	49	58	116	62	285	63	19	115	53	250
継続調査	12	18	39	5	74	15	15	25	6	61	19	4	30	8	61
計	60	102	148	80	390	64	73	141	68	346	82	23	145	61	311

権利擁護業務として関係機関と連携をとったもの

(延件数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
成年後見申立て	0	0	5	1	6	0	2	0	1	3	2	0	3	0	5
高齢者虐待対応	1	0	3	3	7	1	0	1	1	3	0	2	6	3	11
消費者被害対応	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2
計	1	0	8	4	13	2	2	2	2	8	2	2	10	4	18



介護予防ケアマネジメント実施件数

(延件数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
ケアマネジメントA	1,491	984	963	654	4,092	1,255	875	960	594	3,684	1,112	816	859	546	3,333
ケアマネジメントB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ケアマネジメントC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,491	984	963	654	4,092	1,255	875	960	594	3,684	1,112	816	859	546	3,333
うち新規	42	50	49	26	167	36	46	31	20	133	49	33	34	23	139
うち委託	18	4	45	0	67	4	0	43	0	47	0	3	24	0	27

ケアマネジャーへの支援件数

(延件数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
情報提供・助言指導	3	4	6	7	20	8	1	1	10	20	0	2	3	7	12
計	3	4	6	7	20	8	1	1	10	20	0	2	3	7	12
うち困難事例指導	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■指定介護支援事業所の状況

要支援者に対する介護予防ケアプラン作成件数

(延件数)

区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
新規作成	18	20	31	24	93	20	30	23	22	95	28	32	39	14	113
継続作成	829	739	919	535	3,022	754	731	929	508	2,922	696	785	856	501	2,838
計	847	759	950	559	3,115	774	761	952	530	3,017	724	817	895	515	2,951
うち委託数	70	41	53	25	189	42	26	37	5	110	28	3	22	0	53



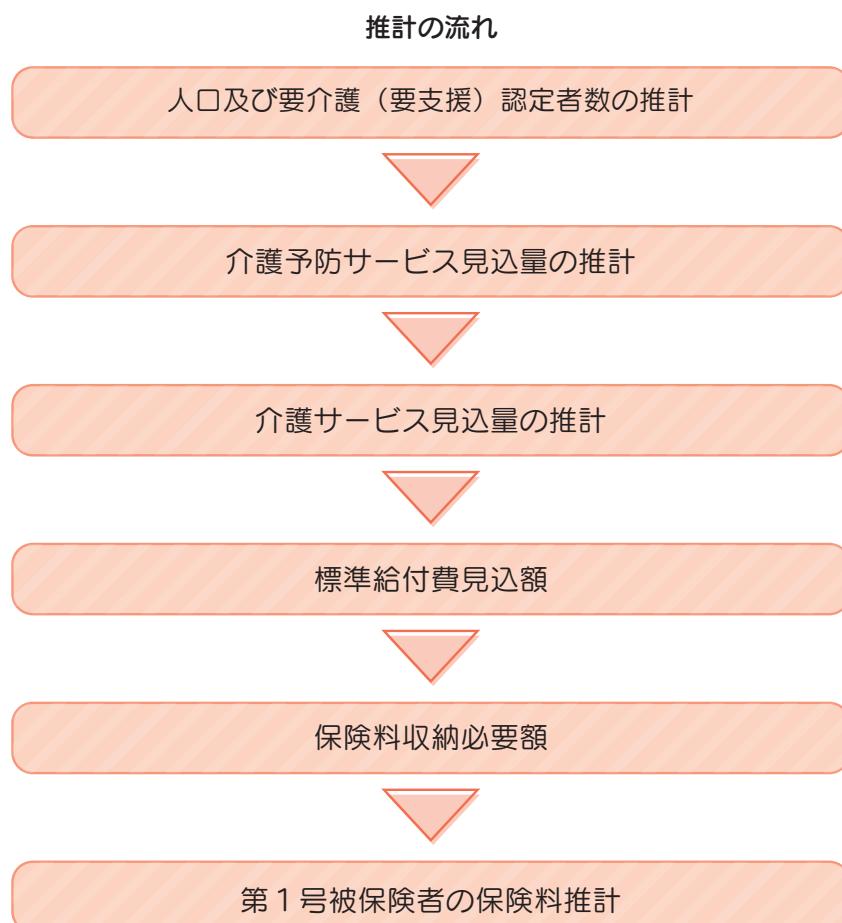
6-2 第9期介護保険事業の推進

1 介護サービス見込量等の推計

(1) 推計の流れ

本計画では、高齢化が一段と進む令和22（2040）年度に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据え、要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第9期計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）、令和22（2040）年度の推計を行います。

推計の流れは以下のとおりです。





(2) 総人口及び被保険者数の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の日本地域別将来推計人口によると、総人口は今後も減少するものと予測されます。

また、65歳以上の人団も減少する見込みですが、介護ニーズの高い後期高齢者のうち、75～84歳の人口は増加する見込みです。

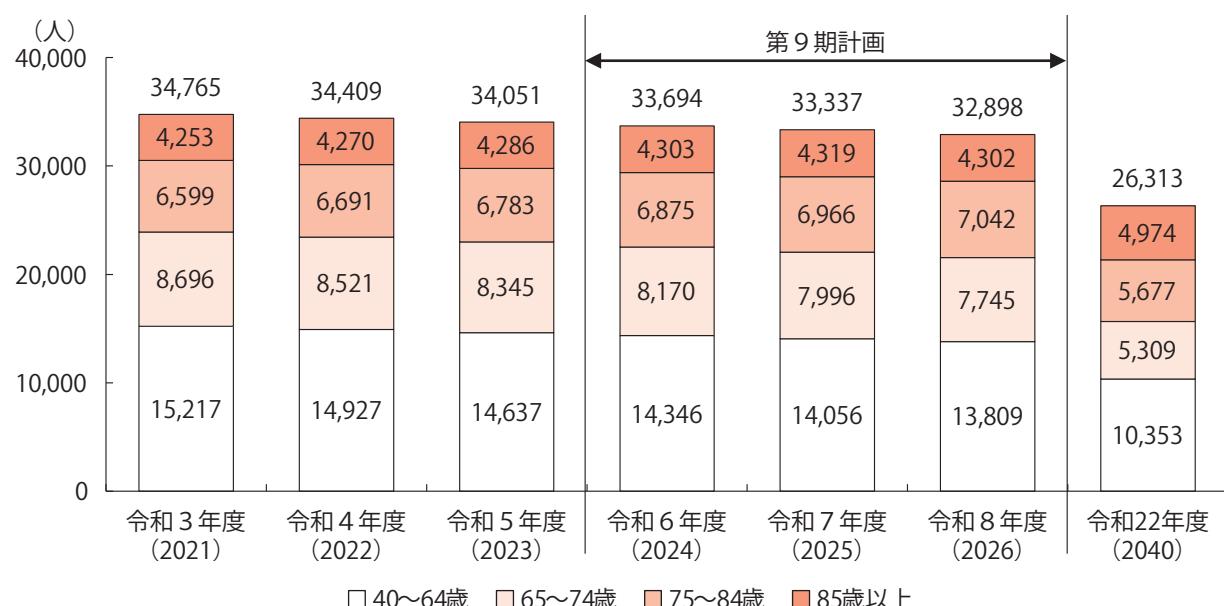
総人口及び被保険者数の推移

(単位：人)

区分	第8期			第9期			令和22年度 (2040)	増減率 (令和8年度 / 令和6年度)
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)		
被保険者数	34,765	34,409	34,051	33,694	33,337	32,898	26,313	▲2.4%

(単位：人)

区分	第8期			第9期			令和 22年度 (2040)	増減率 (令和8年度 / 令和6年度)
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)		
総人口	49,981	49,114	48,247	47,377	46,510	45,759	35,747	▲3.4%
65歳以上	19,548	19,482	19,414	19,348	19,281	19,089	15,960	▲1.3%
内訳	65～74歳	8,696	8,521	8,345	8,170	7,996	7,745	5,309
	75～84歳	6,599	6,691	6,783	6,875	6,966	7,042	5,677
	85歳以上	4,253	4,270	4,286	4,303	4,319	4,302	4,974
40～64歳	15,217	14,927	14,637	14,346	14,056	13,809	10,353	▲3.7%



*総人口と被保険者数については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を基にした厚生労働省推計



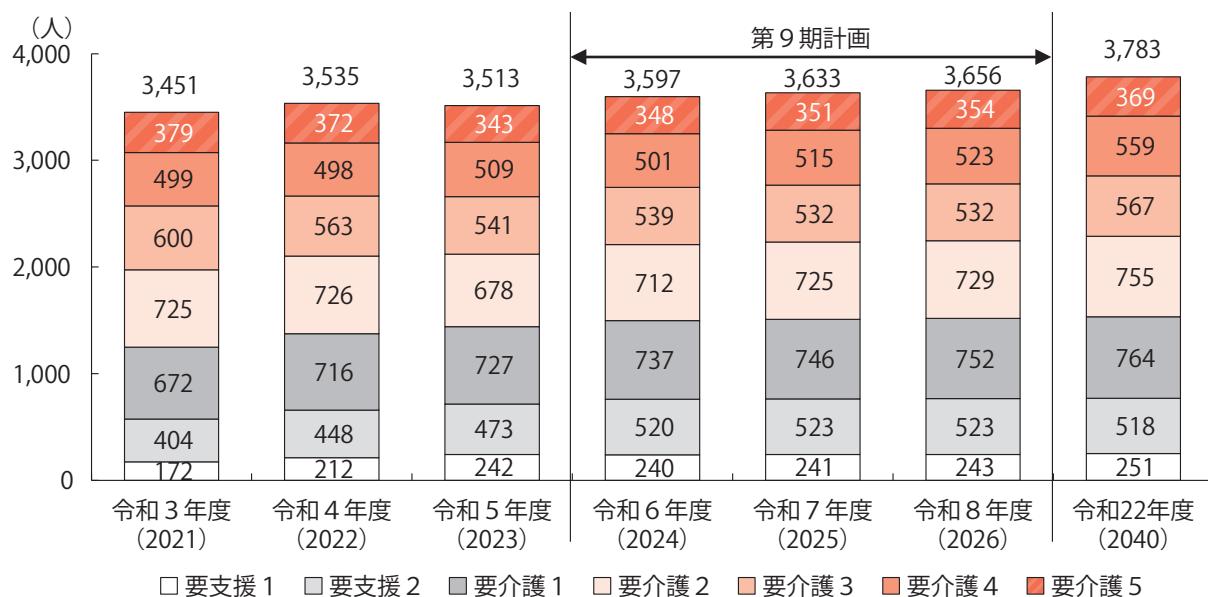
(3) 要介護（要支援）認定者数の将来推計

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の認定実績に基づき、計画期間における要介護（要支援）認定者数を推計すると、今後においても増加するものと予測されます。

要介護（要支援）認定者数の推計

（単位：人）

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総数	3,451	3,535	3,513	3,597	3,633	3,656	3,783
要支援1	172	212	242	240	241	243	251
要支援2	404	448	473	520	523	523	518
要介護1	672	716	727	737	746	752	764
要介護2	725	726	678	712	725	729	755
要介護3	600	563	541	539	532	532	567
要介護4	499	498	509	501	515	523	559
要介護5	379	372	343	348	351	354	369



資料：地域包括ケア「見える化」システム



(4) 第9期での介護（介護予防）サービスの概要

要介護者や認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の増加とともに、その支援ニーズが多様化している今日、要介護者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、4つの日常生活圏域ごとに、地域包括ケアシステムの構築にあたって中核となる地域密着型サービスの整備を進めます。

また、居宅での生活が困難になってきた場合に必要となる施設サービスの充実を図ります。

①地域密着型サービスの充実

区分		第9期計画		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
小規模多機能型居宅介護	整備か所数 (整備後か所数)	1か所 (2か所)	1か所 (3か所)	1か所 (3か所)
		1か所 (0か所)	1か所 (1か所)	1か所 (1か所)
認知症対応型共同生活介護	整備か所数 (整備後定員数)	(45人)	1か所 (54人)	(54人)

②施設サービスの充実

区分		第9期計画		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人福祉施設	増床数 (増床後数)	+6床 (338床)	(338床)	(338床)

（参考）住宅型有料老人ホーム等の整備状況

区分		R5.7.1時点
住宅型有料老人ホーム	入居定員数	732人
サービス付き高齢者向け住宅		50人

※上記は、介護保険法上の特定施設の指定を受けていない施設になります。



(5) サービス種類別利用者数の見込量

①介護給付

(単位：人)

区分 サービス種類	第8期			第9期			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス 計	3,088	3,042	3,030	3,117	3,159	3,192	3,334
訪問介護	559	574	539	560	570	576	600
訪問入浴介護	16	18	17	20	20	20	20
訪問看護	83	87	90	94	94	96	98
訪問リハビリテーション	16	22	48	48	48	48	58
居宅療養管理指導	75	80	96	100	100	100	115
通所介護	738	723	696	714	725	732	760
通所リハビリテーション	322	252	248	251	254	255	266
短期入所生活介護	106	94	93	100	100	103	106
短期入所療養介護（老健）	25	23	28	25	26	26	26
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	2	2	2	2
福祉用具貸与	985	1,010	1,015	1,037	1,051	1,063	1,109
特定福祉用具購入費	15	17	13	15	16	16	17
住宅改修費	17	14	19	20	20	21	22
特定施設入居者生活介護	131	128	128	131	133	134	135
(2) 地域密着型サービス 計	411	387	368	422	476	477	484
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	10	10	10
地域密着型通所介護	277	270	251	257	261	262	273
認知症対応型通所介護	15	21	29	30	30	30	30
小規模多機能型居宅介護	56	41	35	43	45	45	44
認知症対応型共同生活介護	45	37	35	45	54	54	51
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	18	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	29	29	29
(3) 施設サービス 計	668	670	585	674	674	674	674
介護老人福祉施設	322	330	325	338	338	338	338
介護老人保健施設	261	257	240	255	255	255	255
介護医療院	1	0	0	81	81	81	81
介護療養型医療施設	84	83	20	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	1,591	1,566	1,505	1,538	1,559	1,574	1,635

※第8期は実績値（ただし、令和5年度は見込み）



②介護予防給付

(単位：人)

区分	第8期			第9期			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅予防サービス 計	331	321	337	320	321	322	321
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	8	8	12	9	9	9	9
介護予防訪問リハビリテーション	1	1	0	1	1	2	2
介護予防居宅療養管理指導	5	2	2	2	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	97	75	65	67	68	68	67
介護予防短期入所生活介護	3	4	2	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護（老健）	1	1	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	186	198	223	202	202	202	202
特定介護予防福祉用具購入費	8	8	9	9	9	9	9
介護予防住宅改修	9	11	12	13	13	13	13
介護予防特定施設入居者生活介護	13	13	12	14	14	14	14
(2) 地域密着型介護予防サービス 計	4	4	12	4	11	11	11
介護予防認知症対応型通所介護	2	2	3	2	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	9	2	9	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	254	246	257	267	269	269	268

※第8期は実績値（ただし、令和5年度は見込み）



居宅（介護予防）サービス等の内容

サービスの種類	内 容
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の介護や、家事等の日常生活の援助を行います。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等で自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の指示に基づいて看護師等が自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーション等を通じた機能訓練を行います。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	施設等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	医療施設等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	介護医療院に短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で、食事・入浴・排せつ、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフト等、日常生活を助ける用具を貸与します。
特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる用具の購入費の一部を支給します。
住宅改修・介護予防住宅改修	手すりの取付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取替え等、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整等の支援を行います。「介護予防支援」は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整等の支援を行います。



地域密着型（介護予防）サービスの内容

サービスの種類	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで受けられます。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。
小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスであり、通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を受けられます。
地域密着型通所介護	食事や入浴、ケアが日帰りで受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームに入居している利用者は、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、随時「訪問（介護と看護）」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスであり、通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入居定員30人未満の施設で、食事、入浴などの介護や健康管理が受けられます。

施設サービスの内容

サービスの種類	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつ等の介助、機能訓練、健康管理等を受けられるサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助等を受けられるサービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護等を受けられるサービスです。
介護医療院	長期にわたる療養が必要な人が入所し、療養上の管理のもとで介護や機能訓練を受けられるサービスです。



(6) サービス種類別年間給付費の推計

①介護給付

(単位：千円)

区分 サービス種類	第8期			第9期			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス 計	2,482,909	2,359,611	2,342,397	2,422,236	2,462,778	2,489,097	2,592,105
訪問介護	624,751	630,185	591,747	641,613	654,240	662,441	691,957
訪問入浴介護	14,116	13,914	15,764	17,271	17,293	17,293	17,293
訪問看護	39,390	37,902	40,361	34,946	34,991	35,689	36,431
訪問リハビリテーション	6,430	7,933	24,723	25,483	25,186	24,775	31,617
居宅療養管理指導	7,881	6,849	9,651	10,262	10,289	10,289	11,669
通所介護	952,251	894,784	880,258	905,256	921,445	931,168	972,530
通所リハビリテーション	268,348	213,844	214,364	205,576	208,816	209,623	219,288
短期入所生活介護	86,325	75,916	79,560	76,828	76,925	79,338	81,771
短期入所療養介護（老健）	17,500	15,770	18,111	16,893	17,484	17,484	17,484
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	4,009	4,014	4,014	4,014
福祉用具貸与	140,488	148,260	150,756	156,011	158,271	160,303	167,381
特定福祉用具購入費	4,768	5,880	4,813	5,341	5,699	5,699	6,035
住宅改修費	13,983	11,551	13,647	14,577	14,577	15,425	16,082
特定施設入居者生活介護	306,678	296,823	298,642	308,170	313,548	315,556	318,553
(2) 地域密着型サービス 計	683,524	630,870	597,419	770,728	909,105	911,207	913,331
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	19,702	19,702	19,702
地域密着型通所介護	348,658	340,189	308,087	326,481	331,867	333,969	350,164
認知症対応型通所介護	24,604	33,596	44,421	46,316	46,375	46,375	46,375
小規模多機能型居宅介護	132,710	102,784	87,125	113,870	115,799	115,799	111,371
認知症対応型共同生活介護	137,912	112,527	111,356	140,540	167,637	167,637	157,994
地域密着型特定施設入居者生活介護	39,640	41,774	46,430	43,731	43,786	43,786	43,786
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	99,790	99,916	99,916	99,916
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	84,023	84,023	84,023
(3) 施設サービス 計	2,143,599	2,144,424	1,884,119	2,235,452	2,238,281	2,238,281	2,238,646
介護老人福祉施設	987,384	1,021,984	1,019,823	1,053,243	1,054,576	1,054,576	1,054,576
介護老人保健施設	849,078	840,549	790,865	845,172	846,241	846,241	846,241
介護医療院	2,818	0	0	337,037	337,464	337,464	337,829
介護療養型医療施設	304,319	281,891	73,431	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	263,258	268,048	266,131	276,161	280,206	282,991	294,464
合計	5,573,290	5,402,955	5,090,066	5,704,577	5,890,370	5,921,576	6,038,546

※第8期は実績値（ただし、令和5年度は見込み）



②介護予防給付

(単位：千円)

区分	第8期			第9期			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年 度(2040)
(1) 居宅予防サービス 計	84,443	77,978	76,927	77,587	78,148	78,182	77,685
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,036	3,177	4,841	3,024	3,028	3,028	3,028
介護予防訪問リハビリテーション	591	430	0	34	34	68	68
介護予防居宅療養管理指導	508	130	365	370	371	371	371
介護予防通所リハビリテーション	43,147	33,106	28,982	30,384	30,919	30,919	30,422
介護予防短期入所生活介護	968	1,645	868	1,251	1,253	1,253	1,253
介護予防短期入所療養介護(老健)	839	402	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,463	13,737	16,104	14,693	14,693	14,693	14,693
特定介護予防福祉用具購入費	2,204	2,464	2,942	2,898	2,898	2,898	2,898
介護予防住宅改修	6,816	8,950	9,056	10,372	10,372	10,372	10,372
介護予防特定施設入居者生活介護	13,871	13,937	13,769	14,561	14,580	14,580	14,580
(2) 地域密着型介護予防サービス 計	3,605	3,030	11,621	2,793	9,143	9,143	9,143
介護予防認知症対応型通所介護	1,744	1,545	2,064	1,610	1,612	1,612	1,612
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,729	1,485	9,557	1,183	7,531	7,531	7,531
介護予防認知症対応型共同生活介護	132	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	13,619	13,293	13,948	14,694	14,822	14,822	14,769
合計	101,668	94,303	102,496	95,074	102,113	102,147	101,597

※第8期は実績値（ただし、令和5年度は見込み）

①介護給付 + ②介護予防給付

(単位：千円)

サービス種類別年間給付費の推計 合計	第8期			第9期			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
	5,674,958	5,497,258	5,192,562	5,799,651	5,992,483	6,023,723	6,140,143



2 標準給付費見込額

第9期における標準給付費見込額は以下のとおりであり、第9期合計で189億7,400万円、地域支援事業費全体で9億900万円と推計されます。

標準給付費見込額

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費*	5,799,651	5,992,483	6,023,723	17,815,857
特定入所者介護等給付額	203,780	205,821	207,123	616,724
高額介護サービス費等給付額	154,666	156,214	157,203	468,083
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,880	19,067	19,190	57,137
審査支払手数料	5,609	5,609	5,609	16,827
標準給付費見込額	6,182,586	6,379,194	6,412,848	18,974,628

*「居宅」「地域密着型」「施設」「介護支援」(予防含)各サービスの給付費の合計値

地域支援事業費

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	152,995	152,700	151,214	456,909
包括的支援事業・任意事業費	151,249	150,959	149,490	451,698
地域支援事業費	304,244	303,659	300,704	908,607



3 第1号被保険者における保険料の見込み

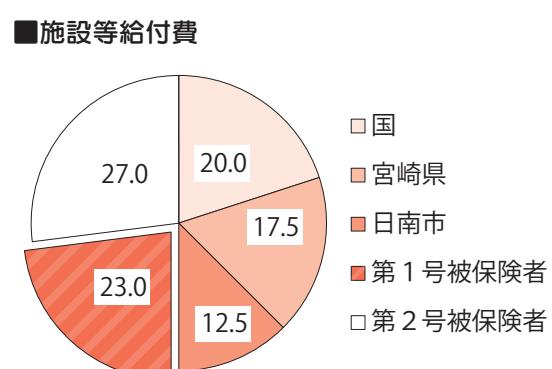
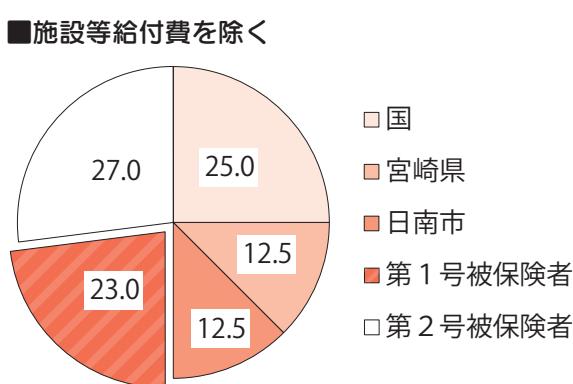
(1) 第1号被保険者の負担割合

介護給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者（保険料）の負担割合は、政令により定められています。第9期計画中は第8期計画と同様に23%の負担となります。

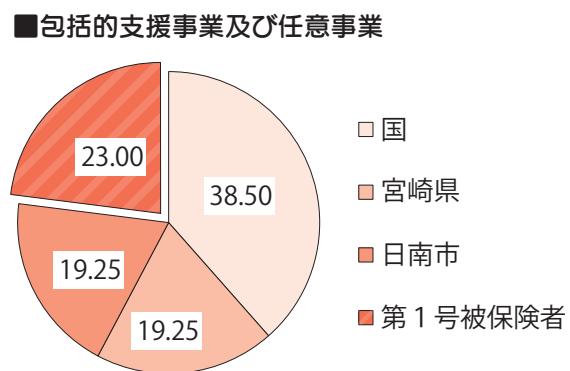
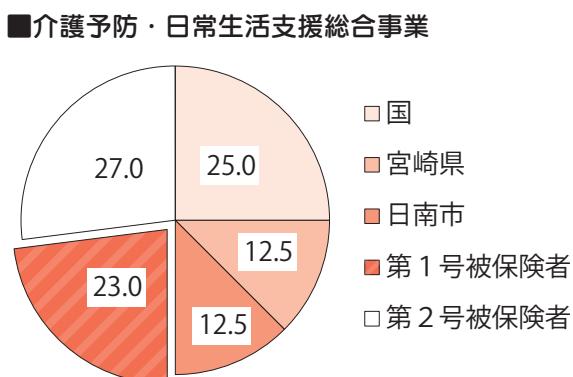
なお、介護給付費及び地域支援事業費の具体的な負担割合は、下図のとおりです。

①介護給付費の負担割合

(グラフ単位：%)



②地域支援事業費の負担割合





(2) 第9期介護保険料の段階設定

第9期の保険料率は、これまでの所得段階を9段階から以下のとおり13段階とし、割合を設定しました。

市民税世帯非課税層（1～3段階）の保険料負担を軽減するため、公費が投入されており、実質的な負担を減らす仕組みが設けられます。【※】

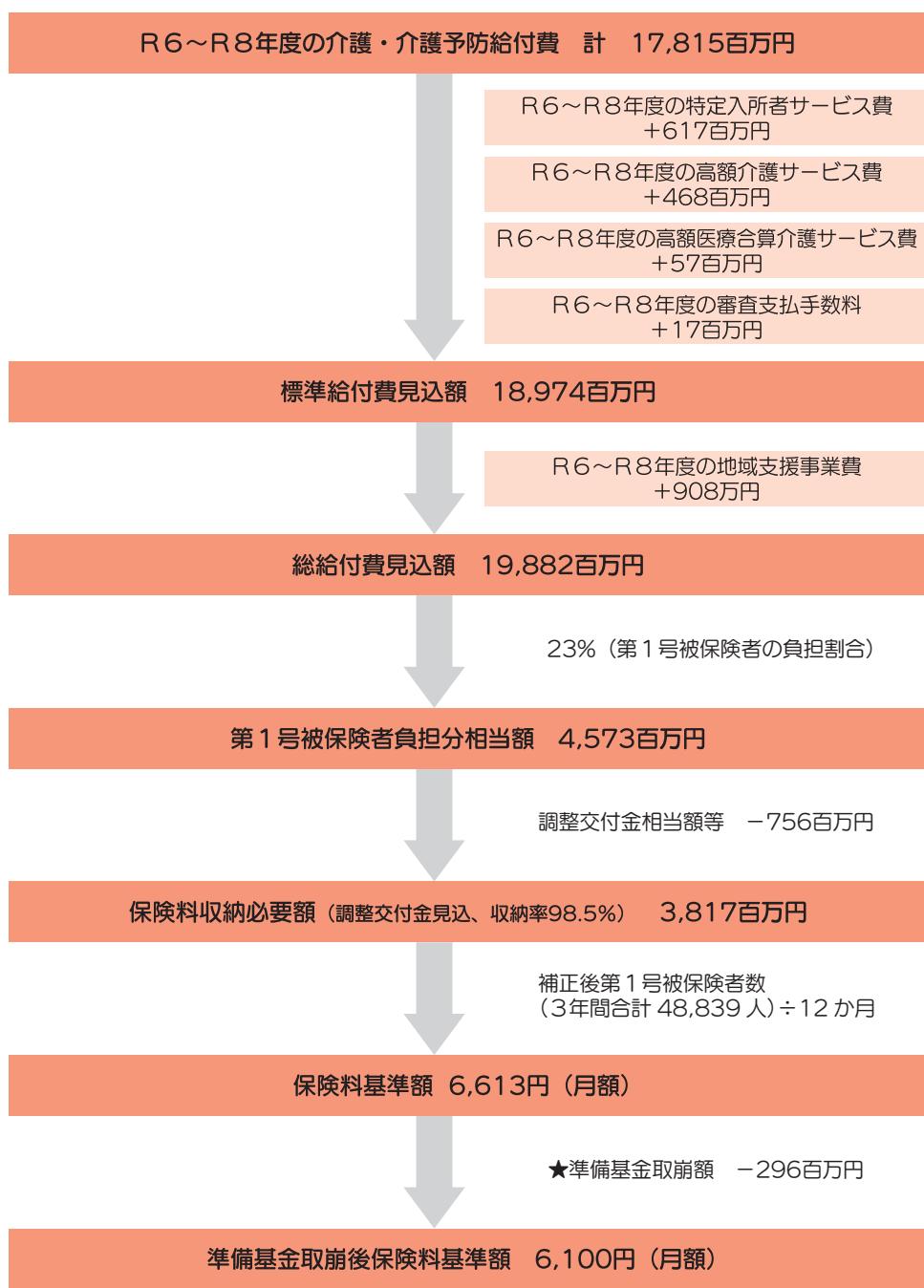
段階	対象者	保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	×0.455 (0.285)【※】
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	×0.685 (0.485)【※】
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	×0.69 (0.685)【※】
第4段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	×0.90
第5段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満	×1.20
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満	×1.30
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満	×1.50
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額320万円以上420万円未満	×1.70
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額420万円以上520万円未満	×1.90
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額520万円以上620万円未満	×2.10
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額620万円以上720万円未満	×2.30
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額720万円以上	×2.40



(3) 保険料収納必要額と保険料基準額

これまで推計してきた、介護保険に必要な標準給付費見込額を基に、第1号被保険者1人あたりの介護保険料を算出しました。

保険料基準額の推計の流れ



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

○令和12（2030）年度及び令和22（2040）年度のサービス水準等の推計

現時点におけるサービスの種類、介護報酬及び各サービスの利用率が今のまま継続するという仮定のもとで、令和12（2030）年度及び令和22（2040）年度のサービス水準を見込みました。

総給付費の推計値は、令和12（2030）年度が約60億3千万円、令和22（2040）年度が約61億4千万円となり、国が示す保険料率24.0%（令和12（2030）年度）、26.0%（令和22（2040）年度）をもとに介護保険料を推計すると、基準月額保険料は、令和12（2030）年度が7,692円、令和22（2040）年度が8,452円となります。



6-3 地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

概要	従来の介護予防訪問介護に相当するサービスと介護予防通所介護に相当するサービスを実施しています。 その他、運動器機能が低下している高齢者向けの短期集中型通所サービスを開始しています。
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化が進む中、利用者への多様なサービス提供と、高齢者自らが生活支援の担い手となって活躍できる体制づくりが求められます。 ○地域ケア会議を通して地域課題から解決に向けた事業への展開につなげることが必要です。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）との連携を密にし、サービス利用者の状態に応じて適切なケアマネジメントを行い、自立に向けた支援を図ります。今後は、各種サービスについて、多方面から検証・評価を行うことにも重点を置いて、継続して実施します。また、ニーズに合ったサービス内容の検討も行っています。

(2) 一般介護予防事業

①介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

概要	介護予防推進サポーター養成による人材の確保及びフォローアップ研修により、サポーターの能力向上を図っています。 市主催の介護予防教室は、4圏域での開催を網羅し、誰もが継続的に取り組めるよう環境を整備しました。 行政区単位で行っている「住民主体の介護予防教室」を平成25（2013）年度より開始し、年次的に実施場所を拡大しています。
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防普及啓発の力となる人材育成として「介護予防推進サポーター」の養成を実施しており、継続的な研修によりサポーターの能力向上を図っています。 ○市主催の主な介護予防教室に参加された後は市民主体の介護予防教室に参加していただいています。 ○市民主体の介護予防教室は年々開催地区が増加していますが、男性の参加者が少ない状況です。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防推進サポーターの増員と継続的な活動のため、研修の充実を図り人材育成と組織強化を行います。 ○住民主体の教室数及び男性参加者の増加を目指し、介護予防の普及啓発を行うとともに、地域での活動支援に努めます。 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向け、専門職の関与や高齢者の保健事業、関係機関との連携を密にとり各種団体への介護予防普及啓発に努めます。



	実績		見込み	今期目標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
各介護予防教室参加者延人数（人）	11,334	13,332	15,384	16,500	18,000	19,000	

②一般介護予防事業評価事業

概要	介護予防教室の参加者数及び教室数並びに要介護認定者数の推移について、経年的に比較・分析しています。比較・分析を行う中で、要介護認定者数は、ほぼ横ばいで抑制されていることから、介護予防事業の効果によるものと評価しており、講話等の手段を用いて各種団体や市民に対して周知を行っています。
現状・課題	○介護予防教室等の事業の中で参加者の歩行力測定を活用した個別評価及び事業評価を行っており、介護予防に対する意欲の向上、継続につなげています。 ○事業の評価のためには、継続的な評価・分析が必要です。
今後の展開	○今後、要介護認定者数の増加が予測されるので、介護予防教室の拡大を図りながら、事業の評価・分析を行い、必要な情報を広く市民に周知し、介護予防に対する意識啓発を図ります。 ○個人の介護予防に対する意欲を高め、介護予防教室の拡大につながるよう、歩行力測定の活用を継続して実施します。

③地域リハビリテーション活動支援事業

概要	介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中型サービスについて、リハビリテーション専門職（以下「リハビリ職」という）の指導者を有する事業所に委託し、助言を受けながら実施しています。 任意団体等からの依頼に応じて、リハビリ職による講話の機会を設ける等、市民への介護予防に関する技術的助言が受けられるようにしています。
現状・課題	○地域ケア会議における助言者としてリハビリ職の活用を行っています。
今後の展開	○地域における介護予防への取組を強化するため、リハビリ職の活用を更に推進していきます。



2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の機能強化

地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

また、地域包括ケアの確立のため、地域のネットワークを基盤とした地域住民の相談に対するワンストップサービスの拠点として、様々な生活支援サービスが適切に提供されるよう調整するコーディネート機能も有しており、今後は、複雑化・複合化する課題に対応できるよう、様々な分野の関係機関と連携しながら、支援を必要とする住民を網羅的支援につなげるための「重層的支援体制整備事業」への移行に向けて整備を進めていきます。

①地域ケア会議

概要	「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムの実現に有効な手法であり、一層の取組の充実を図る必要があります。 具体的には、個別事例の検討を通じて、様々な職種の専門職によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる等、実効性のあるものとして定着・普及を図ります。
現状・課題	○多職種の専門的視点を交えてのケアマネジメントの質の向上を図っています。 ○複雑な事情のある事例が増加し、自立支援を目的とした会議を開催することが困難となりつつあります。
今後の展開	○自立支援と困難事例の対応について、目的を分けた会議を実施します。 ○個別ケース課題分析等の積み重ねにより、地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映等の政策形成につなげていきます。

②介護予防ケアマネジメント

概要	アセスメントにより、対象者の状態等を適切に把握した上で、その状態等に応じた目標を設定し、効果的な介護予防プランの作成を行っています。 地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）において効果的な介護予防事業を提供していくために本事業は重要です。
現状・課題	○自立支援につなげた後の、インフォーマルサービスが少ないのが現状です。 ○自立支援型の地域ケア個別会議を通して、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る必要があります。 ○地域格差の要因の1つとして、インフォーマルサービスの不足があるため、生活支援コーディネーターを中心にサービスの創出につなげていく必要があります。

今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援に資するケアマネジメント実施に向け、地域包括支援センター職員のスキルアップを図ります。 ○自立支援につなげた後の支援も含め、対象者へ適切な支援が行えるよう、地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）全体の業務量等を考慮し、適切な人員配置等の体制整備の検討を行います。
--------------	---

③総合相談支援

概要	<p>多様化した相談内容に応じて適切な情報提供やサービス利用等につなげられるよう、関係機関との連携により相談支援を行っています。</p>
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○3職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）のプラン件数を適正に管理することで、専門性を発揮できるように対応しています。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する相談に3職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）がそれぞれの専門性を発揮して対応できるよう、更なるスキルアップや関係機関との連携強化を図っていきます。 ○適切な相談支援が行えるよう、地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）全体の業務量等を考慮し、適切な人員配置等の体制整備を検討します。

④権利擁護事業

概要	<p>実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した困難事例等に対し、関係機関等と連携して高齢者の権利擁護のための支援を行っています。 支援につながっていない人が潜在的にいると想定されるため、制度の周知・広報を図っています。</p>
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○支援困難事例等の多くが高齢者の権利擁護関連です。 ○日南串間成年後見ネットワーク協議会を立ち上げ、市民への成年後見制度の啓発活動を実施しています。 ○病院・福祉施設職員の専門職においても成年後見制度等について正しく理解できていないケースもみられます。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者の増加に対応して、関係機関と連携した支援を行うとともに、病院・福祉施設職員の専門職においても成年後見制度をはじめとした権利擁護について正しく理解するため、出前講座等による学習の機会を作っています。 ○実態把握や総合相談の中で高齢者虐待が疑われる場合は、関係機関と連携し、速やかに対応するよう努めます。



⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援

概要	地域の関係機関との連携を通してケアマネジメントの後方支援を行うため、支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの指導・助言・同行や各圏域内における関係機関等との情報交換・研修を行っています。
現状・課題	○主任ケアマネジャーを中心にケアマネジャーへの後方支援を行っています。 ○支援困難事例の多くが権利擁護と絡んでいます。
今後の展開	○支援困難事例への適切な対応を図るため、地域包括支援センター職員の更なるスキルアップや関係機関との連携強化を図っていきます。

地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の機能強化のポイント

○地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の体制強化

- ・高齢化の進行、それに伴う相談・支援件数の増加等を勘案し、適切な体制を確保する。
- ・今後、現在の業務に加え地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれの職種の役割に応じた体制強化を図る。

○地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の業務内容の見直し

- ・在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図る中で、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- ・委託型センターに対して、運営方針等により、より具体的な業務内容を提示する。
- ・市との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業務内容を明確化する。

○地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）における効果的運営の推進

- ・センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する評価が必要であり、地域包括支援センター運営協議会等による評価の取組、P D C Aの充実等、継続的な評価・点検の取組を強化するとともに、センターの取組について周知を図る。



(2) 在宅医療・介護連携の推進

概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医療・介護連携の充実を図るため、市立中部病院に相談窓口を設置しています。医療・介護サービス資源を把握し、在宅医療地域資源マップとして、ホームページ等で広報周知を実施しています。
現状・課題	○医療と介護に係る関係課、関係機関等との連携づくりを構築することができています。 ○「在宅医療」を選択する人が少ないのが現状です。 ○医療・介護等が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に関わる者とその他の関係者の連携をより推進する必要があります。
今後の展開	○今後とも、関係機関と連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を継続的に進め、在宅医の確保及び看護師等専門職の育成を図り、在宅での看取りに対応できる体制の強化を図ります。 ○ＩＣＴの活用などにより、職員の負担を軽減しながら医療・介護関係者間で速やかに情報共有が図れるよう支援を行います。 ○在宅医療・介護、看取り等について、市民自ら考えられるように、市民に広く周知していきます。

(3) 認知症施策の推進

概要	認知症サポーター養成講座を積極的に行い、受講者も年々増加しています。 認知症初期集中支援チームの活動充実を図っています。 担当課、市立中部病院、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策に取り組んでいます。
	<p>○認知症初期集中支援チーム</p> <ul style="list-style-type: none">・市立中部病院の複数の専門職が、認知症と疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 <p>○認知症地域支援推進員</p> <ul style="list-style-type: none">・認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
現状・課題	○見守り声かけ訓練の普及啓発ができていないのが現状です。 ○事前登録制を整備し協力団体による見守り声かけネットワークの構築を行っています。



今後の展開

- 認知症施策推進大綱を踏まえて、具体的な事業に取り組んでいきます。
- 福祉推進員等を対象に認知症サポーターのステップアップ研修を実施し、オレンジサポーターの育成を図っていきます。
- 育成したオレンジサポーターと地域の実情に応じた、見守り声かけ訓練や集いの拡大、また、認知症カフェの啓発・実施を働きかけ、チームオレンジの形成につなぎ、既存の見守り体制（社会福祉協議会の実施する小地域ネットワーク）を生かしながら実践していきます。
- 認知症ケアバス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）については、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等により体制を構築しており、今後、更なる連携強化に努めるとともに、認知症予防教室等の予防対策に取り組みます。
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者支援も含めた認知症施策にも取り組んでいきます。

認知症施策に関する国の動向と認知症施策推進大綱の概要

国の動向		【「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)】(平成27年1月策定)
2015年1月	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)策定	基本的考え方 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。
2017年7月	新オレンジプラン改訂(数値目標:2020年度末)	七つの柱 ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ③ 若年性認知症施策の強化 ④ 認知症の人の介護者への支援 ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 ⑦ 認知症の人やその家族の視点を重視
2018年12月30日	第1回認知症施策推進関係閣僚会議開催	
2019年1~5月	認知症施策推進のための有識者会議(3回)	
2019年6月18日	第2回認知症施策推進関係閣僚会議開催	
<u>「認知症施策推進大綱」決定</u>		
2023年6月14日	共生社会の実現を推進するための認知症基本法可決・成立	
2024年1月1日	共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行	
認知症施策推進大綱(2019(令和元)年6月18日決定)の概要		
<p>【基本的考え方】 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「<u>共生</u>」と「<u>予防</u>」を車の両輪として施策を推進</p> <p>※ 共生：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってなくとも同じ社会で共に生きるという意味</p> <p>※ 予防：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味</p> <p>【施策の柱】</p> <p>① 普及啓発・本人発信支援 ② 予防 ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開</p> <p>※ ①～⑤の施策は、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族の意見を踏まえて推進することを基本とする。</p> <p>【対象期間】 2025(令和7)年(策定後3年を目途に施策の進捗を確認)</p>		

資料：厚生労働省（一部修正）



(4) 生活支援サービス体制整備

概要	<p>生活支援コーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりに取り組んでいます。</p> <p>生活支援コーディネーター同士が連携しながら、地域資源の把握、ネットワーク形成、高齢者通いの場の発掘及び立ち上げ支援等を行っています。</p> <p>生活支援の必要性が増加する中、多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。</p>
現状・課題	○第1層及び第2層の生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握をしています。
今後の展開	○地域ごとに課題を把握・整理し、関係課や関係機関と協議・検討しながら解決していきます。 ○フォーマル及びインフォーマルサービスを抽出・整理し、不足するサービスの開発や普及啓発に努めます。

3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

概要	<p>介護給付費に要する適正化の基本は、介護を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供することを促すことです。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>認定調査状況チェック</td><td>・認定調査内容について書面にて審査する。 ・認定調査員の研修会を行い、調査員の資質向上を図る。</td></tr><tr><td>ケアプランの点検</td><td>・「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」を基にケアプラン点検を行い、介護支援専門員の資質向上を図る。</td></tr><tr><td>住宅改修等の点検</td><td>・適正な住宅改修や福祉用具購入を行うよう、事前事後の書類審査の徹底を行い、必要に応じて現地確認等の調査を実施する。</td></tr><tr><td>医療費突合・縦覧点検</td><td>・宮崎県国民健康保険団体連合会（国保連合会）への委託により、医療費突合・縦覧点検を行い、介護給付の適正化を図る。</td></tr></tbody></table>	事業名	事業内容	認定調査状況チェック	・認定調査内容について書面にて審査する。 ・認定調査員の研修会を行い、調査員の資質向上を図る。	ケアプランの点検	・「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」を基にケアプラン点検を行い、介護支援専門員の資質向上を図る。	住宅改修等の点検	・適正な住宅改修や福祉用具購入を行うよう、事前事後の書類審査の徹底を行い、必要に応じて現地確認等の調査を実施する。	医療費突合・縦覧点検	・宮崎県国民健康保険団体連合会（国保連合会）への委託により、医療費突合・縦覧点検を行い、介護給付の適正化を図る。
事業名	事業内容										
認定調査状況チェック	・認定調査内容について書面にて審査する。 ・認定調査員の研修会を行い、調査員の資質向上を図る。										
ケアプランの点検	・「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」を基にケアプラン点検を行い、介護支援専門員の資質向上を図る。										
住宅改修等の点検	・適正な住宅改修や福祉用具購入を行うよう、事前事後の書類審査の徹底を行い、必要に応じて現地確認等の調査を実施する。										
医療費突合・縦覧点検	・宮崎県国民健康保険団体連合会（国保連合会）への委託により、医療費突合・縦覧点検を行い、介護給付の適正化を図る。										
現状・課題	○新型コロナウイルスの影響により、特に、住宅改修等の点検が未実施でした。 ○介護給付費の適正化という面だけでなく、被保険者の自立支援に資するケアプランの立案につながる取組とすることが重要です。このため介護支援専門員のケアマネジメント力を高め、その資質の向上を図るために、専門的な見地からの指導・助言ができるよう、地域ケア会議やケアプラン点検の充実を図ることが必要です。										



今後の展開	○適正化を効率的かつ円滑に進めるために、主要事業における目標指標を設定し、目標達成に向けた適正化事業の実施に取り組みます。
-------	---

介護給付費の適正化（実績）

事業名	指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査状況チェック	認定調査票チェック	全件1,638件	全件2,144件	全件
	認定調査員研修会実施回数	2回	2回	2回
ケアプランの点検	ケアプランの点検	147件 (7.9%)	163件 (8.8%)	64件
	地域ケア会議の開催	23件	39件	28件
住宅改修等の点検	住宅改修の点検訪問調査	未実施 (新型コロナウイルスの影響)	未実施 (新型コロナウイルスの影響)	10万円以上 全件
	福祉用具の点検訪問調査	未実施 (新型コロナウイルスの影響)	未実施 (新型コロナウイルスの影響)	5万円以上 全件
医療費突合・縦覧点検	リストの点検	253件	256件	250件
介護給付費通知	介護給付費通知の発送	1回	1回	1回

(注) 令和5年度は見込み値。

介護給付費の適正化（目標）

事業名	指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査状況チェック	認定調査票チェック	全件	全件	全件
	認定調査員研修会実施回数	2回	2回	2回
ケアプランの点検	ケアプランの点検	65件	65件	65件
住宅改修等の点検	住宅改修の点検訪問調査	10万円以上 全件	10万円以上 全件	10万円以上 全件
	福祉用具の点検訪問調査	5万円以上 全件	5万円以上 全件	5万円以上 全件



(2) 家族介護支援事業

【概要及び現状・課題】

事業名	概要及び現状・課題
家族介護教室	<ul style="list-style-type: none">要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催しています。地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）と連携し、実施しています。
介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none">65歳以上の高齢者（本人が市民税非課税）で、要介護4、5と認定された人在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー、介護用防水シーツ等を支給しています。（支給限度額：5,000円／月）要介護者の在宅生活の維持及び介護者の負担軽減の一助となっています。
家族介護慰労金支給事業	<ul style="list-style-type: none">介護用品支給事業の対象者で、1年間介護給付を受けていない人を介護している家族（世帯全員が市民税非課税）を対象に、介護慰労金を支給しています。（年額10万円）家族介護慰労金支給事業の対象者は少ない状況となっています。

【今後の展開】

事業名	具体的な展開
家族介護教室	<ul style="list-style-type: none">今後も家族を支援するために、教室を継続して開催します。介護離職防止を踏まえた内容を検討します。
介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none">国は、地域支援事業の補助対象要件を見直し、縮小・廃止に向けた方向で検討しています。低所得者世帯の影響を考慮しつつ、事業の縮小を図り、継続の方向で検討します。
家族介護慰労金支給事業	<ul style="list-style-type: none">今後も家族を支援するために、事業を継続していきます。

	実績		見込み	今期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護教室の教室数（か所）	2	2	4	8	8	8
介護用品支給事業の利用者数（人）	96	101	80	100	100	100
家族介護慰労金支給事業の支給者数（人）	1	1	1	2	2	2

※介護用品支給事業と家族介護慰労金支給事業の今期目標については、実績からの推測値を記載しています。



(3) その他の事業

【概要及び現状・課題】

事業名	概要及び現状・課題
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 身寄りのない認知症高齢者等で、親族等による後見開始審判の請求が期待できない人について後見制度利用の支援を行っています。潜在的に適切な利用支援につながっていない人がいることが考えられます。 地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）と連携し、制度の普及啓発を実施しています。
「食」の自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者のみの世帯及び身体障がい者で、老衰・心身の障がい・傷病等の理由により、調理又は、食料品の買出しが困難な人に対し、配食サービスを提供しています。 食の確保が困難な高齢者等が、在宅での生活を続けられるよう「食」の確保や栄養状態の改善、安否確認等に重要な役割を果たしています。 南郷地区においては、事業条件を満たす委託先が見つからず、本事業以外の民間配食サービスの利用となっています。

【今後の展開】

事業名	具体的な展開
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な人が適切な制度利用につながるよう、制度の周知・広報を継続して実施します。 後見人の担い手不足に対応するため法人後見の設置に向けた取組を行っていきます。
「食」の自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 今後も事業内容の周知を図り、支援が必要な人に迅速にサービスを提供できるよう対応していきます。 南郷地区での「食」の自立支援事業の実施に向けた検討をしていきます。

	実績		見込み	今期目標			
	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業利用者数（人）	29	21	28	30	35	40	
「食」の自立支援事業年間登録者数（実人員）	65	55	54	60	60	60	
「食」の自立支援事業利用食数（食）	18,356	16,422	17,507	18,500	18,500	18,500	

※「食」の自立支援事業の年間登録者数と利用食数の今期目標は、実績からの推測値を記載しています。